

平成28年(行ウ)第84号

大東市灰塚配水ポンプ室談合損害請求事件(住民訴訟)

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市水道事業管理者職務代理者 松本剛

補助参加人 新田工務店

原告準備書面(4)

2017年6月14日

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

弁護士 辻 公 雄

弁護士 豊 島 達 哉

弁護士 西 川 満 喜

第1 正当理由について

請求の趣旨1, 2のうち、三住建設ら業者の談合行為に対する不法行為責任を被告が怠っている事実および、三住建設ら業者の不法行為責任追及をしない松本に対する損害賠償請求は真性怠る事実であり、1年の期間制限はない。

契約締結については確かに契約締結より1年の期間が経過しているが、契約の履行として平成27年4月8日に代金が最終的に支払われているのであって、監査請求はこれより一年以内に行われた。

また、請求の趣旨3、4については、本件は本来一体であるはずの工事の一部を除外して競争入札を行い、全体についての競争入札を回避して行われた工事であって、工事契約全体が違法である。よって請求の趣旨3、4もまた真性怠る事実であり期間制限の対象外である。

第2 請負原契約と分けて請負変更契約を行ったことの違法性について

地方自治法は地方自治体の締結する契約について原則として一般競争入札をすることを求めている（地方自治法234条）が、それは工事の一部のみを競争入札にすれば足るというものではない。自治体が工事請負契約を結ぶ場合は工事全体を対象にして一般競争入札をしなければならない。

被告は、本件における工事の一部脱漏には故意過失がないと主張するようである。

本件において追加工事部分については、株式会社関西コンサルタントが作成した設計書に基づいて、当局（大東市）において入札にかかる設計書を作成したため、一部工事が脱漏している事実を把握できなかったと被告は主張する（被告準備書面（5））。しかし株式会社関西コンサルタントの作成した設計書に基づいて当局が作成した入札にかかる設計書を作成したことが、なぜ脱漏の原因になるのか、不明である。

また、被告準備書面（5）では代金は概算で400万円～500万円追加になるということであったと主張するが実際には1002万0660円の増額となっており（乙10号証）、被告の説明には事実関係と食い違いがある。

被告が本件について全ての工事を競争入札しなかったことに過失がないというのであれば、原契約の際に株式会社関西コンサルタントが作成した設計書と当局が入札のために作成した設計書を示し、どの工事が具体的に脱漏していたのかを示し、変更契約はどの様な設計書に基づいて結ばれたのかを明らかにすべきである。

また、概算で400万円から500万円と関西コンサルタントから聞かされていながら、なぜ最終的にはその2倍以上の1002万0660円の増額となつたのか、積算基礎が解る文書を示して具体的に説明すべきである。

以上